「東京都障害者・障害児施策推進計画 (案)」の概要

本計画について

- ○「東京都障害者計画」、「第7期東京都障害福祉計画」及び「第3期東京都障害児 福祉計画」の3つの性格を併せ持つ計画
- ○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び「難聴児の早期発見・ 早期療育推進のための基本方針」に定められている、都道府県が策定すべき各計 画としての位置付け

基本理念

- I 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

施策目標と取組

1 共生社会実現に向けた取組の推進

障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加を推進し、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現を目指します。

2 地域における自立生活を支える仕組みづくり

入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。

3 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の 充実を図ること等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めてい きます。

4 いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注 拡大と工賃向上を図ること等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指 します。

5 サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制整備とサービスの質の向上を 図るために、人材の確保・育成・定着を進めるとともに、DXの活用を図ります。